

# 京都府小学生バレーボール連盟コンプライアンス規程

京都府小学生バレーボール連盟

## 1 目 的

この規程は、京都府小学生バレーボール連盟全ての役員（以下「小連役員」という）及び全てのチーム関係者（保護者等を含む）が、それぞれの責務に反し、スポーツ関係者としての

倫理に照らして逸脱する行為により、他からの疑惑や不信を招き、批判を受けることのないよう、あらかじめガイドラインとして禁止条項を示し、府内の小学生バレーボールの健全な普及、発展の為に注意を喚起することを目的とする。

## 2 規程の「適用範囲」「責務及び順守事項」「懲戒処分」「違反行為の措置」「処分の種類、内容」及び「処分の報告」は、日本小学生バレーボール連盟の「コンプライアンス規程」に準ずるものとする。

## 3 コンプライアンス委員会

委員長	1名	府小連副会長
副委員長	1名	府小連理事長
委 員	若干名	北部支部代表、南部支部代表、会長指名委員 競技委員長、審判委員長
事務局	1名	総務委員長

## 4 役員任期はすべて2ヶ年とし、留任は妨げない。ただし、初年度は年度途中からの発足となるため、24年度末までの任期とする。

## 5 事故発生報告書の受付日は

事故発生報告書をコンプライアンス委員会が受理した日を受付日とする。

## 6 その他

- (1) 細則については必要に応じて別に定める。
- (2) この規定は、平成23年12月 1日から施行する。
- (3) この規定は、令和 5年 2月26日から施行する。
- (4) この規程は、令和 6年 4月20日から施行する。